

多段式の自走式自動車車庫に係る 消防用設備等の設置に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、多段式の自走式自動車車庫における消防用設備等の取扱いに関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）及び豊田市火災予防条例（昭和48年条例第51号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(消火設備の設置)

第2 次の(1)から(4)の全ての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫にあつては、規則第18条第4項第1号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所及び規則第19条第6項第5号「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所」に含まれるものであり、また、その他の規定にかかわらず、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を設置する場合にあつては、移動式の消火設備とすることができる。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の26に基づき、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。）第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けていること。

(2) 自走式自動車車庫部分の外周部の開口部の開放性は、次のアからウの全ての基準を満たしていること。ただし、この場合において外周部に面して設けられる付帯設備が面する部分の開口部及び外周部に面して設けられているスロープ部（自動車が上階又は下階へ移動するための傾斜路の部分。以下同じ。）であつて、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁などが設けられている場合、当該空気のない延焼防止壁などを外周部に投影した当該部分の開口部は開口部とみなさないこと（別図1及び2参照）。

ア 常時外気に直接開放されていること。

イ 各階における外周部の開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5パーセント以上であるとともに、当該階の外周長さに0.5メートルを乗じて得た値を面積としたもの以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離30メートル以内の外周部において12平方メートル以上の有効開口部（床面から梁等の下端（梁等が複数ある場合は、最も下方に突き出した梁等の下端）までの高さ2分の1以上の部分で、かつ、梁等の下端から50センチメートル以上の高さを有する開口部に限る（別図3参照）。）が確保されていること（別図1参照）。

(3) 直通階段（建基令第120条に規定するものをいう。スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からその一の直通階段の出入口に至る水平距離が65メートル以内に設けてあること。

(4) 隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との間に0.5メートル以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さが1.5メートル以上）を設けること（1メートル以上の距離を確保した場合を除く。）ただし、5層6段以上の自走式自動車車庫については、隣地境界線又は同一敷地の他の建築物との距離は2メートル以上とし、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火壁（高さ1.5メートル以上）を設けること（3メートル以上の距離を確保した場合を除く。）。

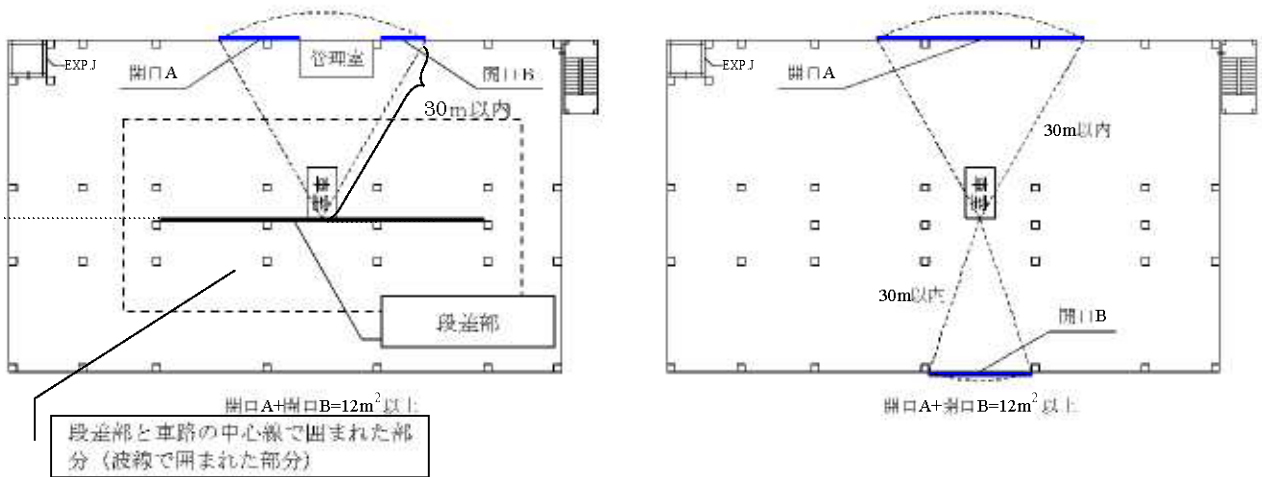
(自動火災報知設備)

第3 第2に適合する多段式の自走式自動車車庫については、同(2)に示す開口部から5メートル未満の部分(通路部分に限る。)は、規則第23条第4項第1号ロ「外部の気流が流通する場所」に該当するものであり、感知器を設置しないことができる。

附 則

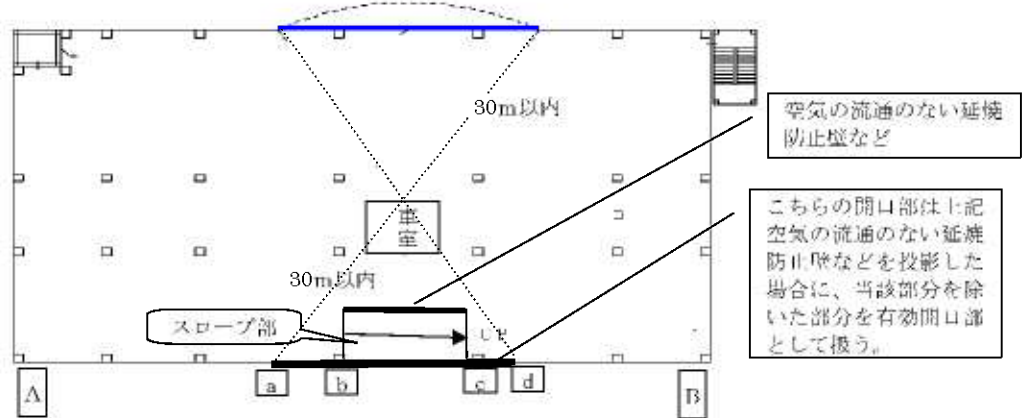
この基準は、平成22年4月1日から運用する。

(別図1)

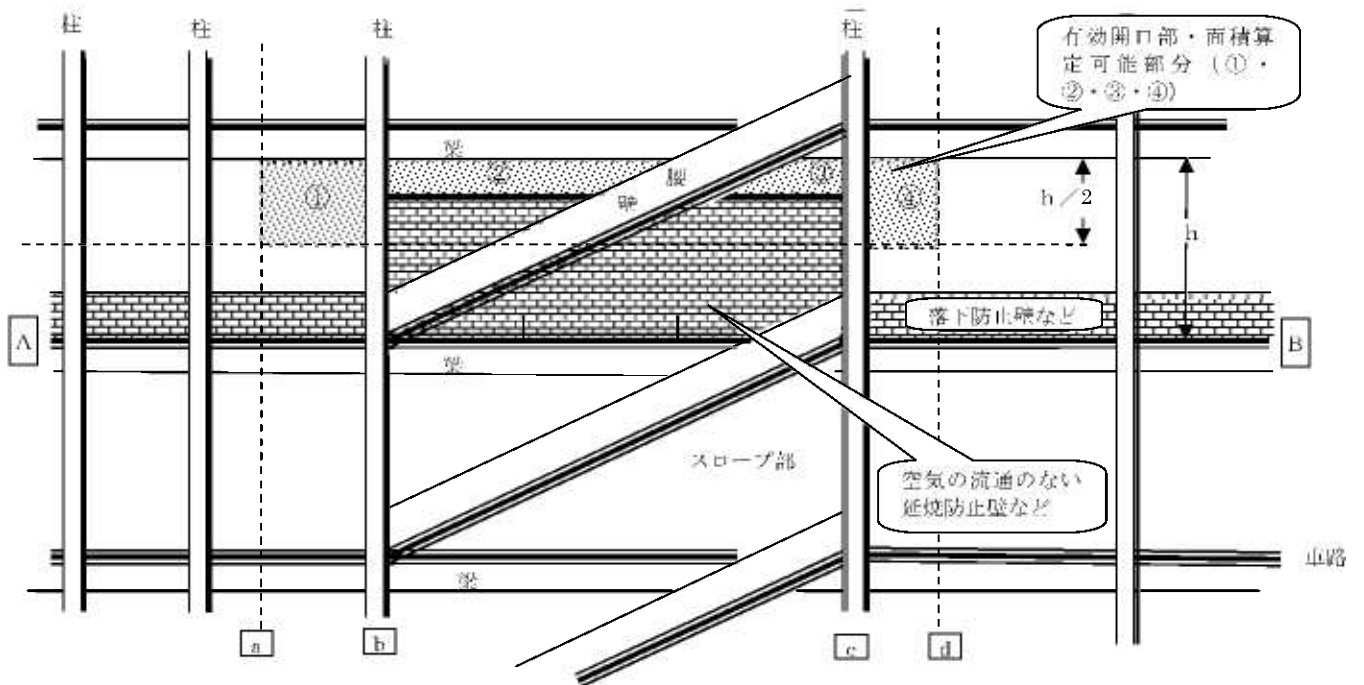


(別図2)

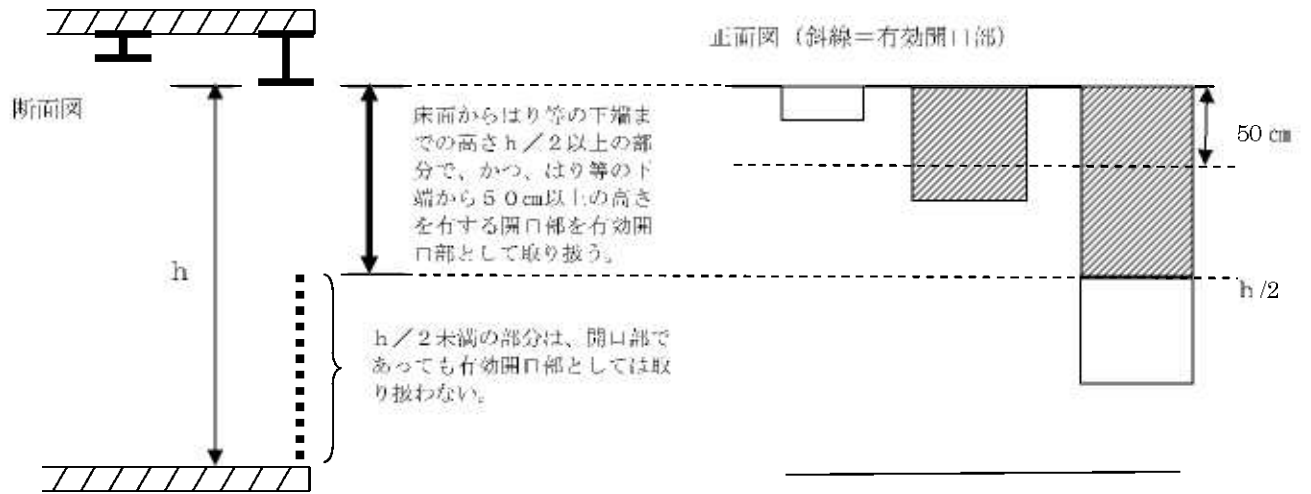
平面図



A—B外周部の拡大断面図



(別図3)



独立した自走式自動車車庫の取扱いについて

平成10年6月12日法律第100号による改正前の建築基準法第38条に基づく認定の内容等を踏まえ、平成14年6月1日以降における独立した自走式自動車車庫の建築基準法における防火関係規定の取扱いを以下の通りといたします。

1. 独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の建築基準法における取扱いについて

独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）については、これまで建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づき、その防火上の安全性について個別に審査を行い、特殊の材料又は構法として建設大臣の認定を行ってきたところですが、今般、建築基準法（以下「法」という。）における防火関係規定の取扱いを以下の通りとします。なお、下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取扱いとします。

記**（1）法第26条及び第27条、建築基準法施行令第109条の3について**

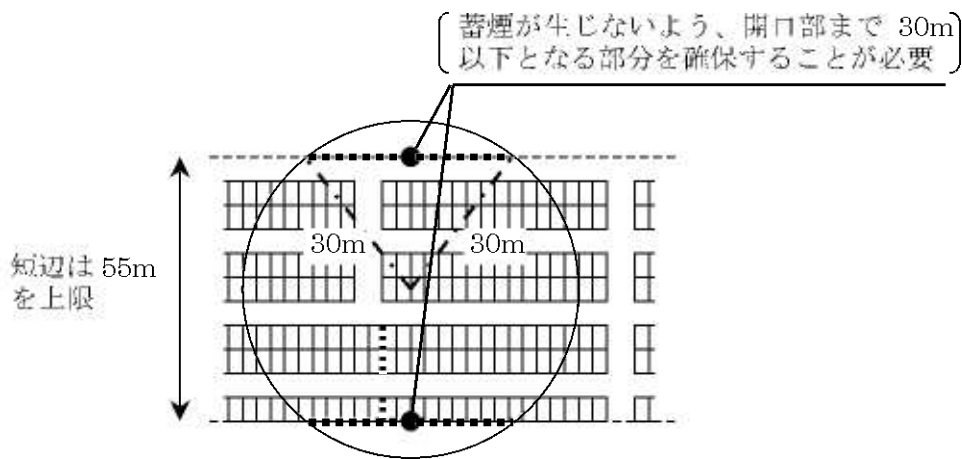
法第2条第九号の三及び建築基準法施行令（以下「令」という。）第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とすること（床面積150㎡以上の場合）。ただし、(2)の開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

また、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部との間に50cm以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた防火塀（高さ1.5m以上）を設けること。ただし、1m以上の距離を確保した場合にはこの限りではない。

（2）法第61条について

下記の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫については、法第61条第二号に該当するものとみなす。

- ① 各階における外周部の上部50cm以上の部分が常時外気に直接開放され、かつ、外周部の上部の常時外気に開放されている部分の面積が各階床面積の5%以上であること。
- ② 短辺の長さを55m以内とすること。

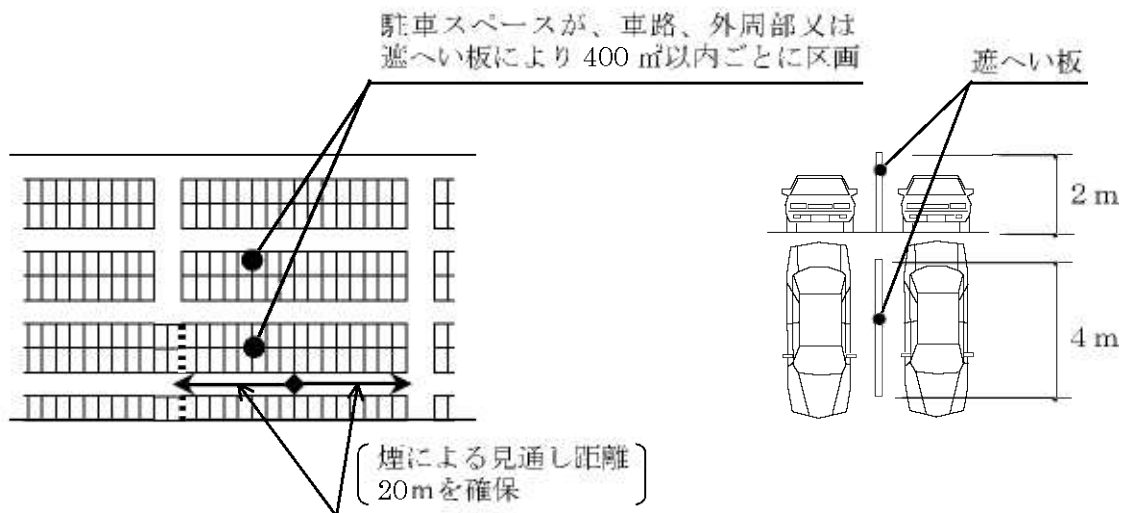


(3) 法第64条について

開放性を確保するため、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とすること。

(4) 令112条第1項について

(2)の基準に適合する開放性を確保した自走式自動車車庫のうち、駐車スペースが、車路（幅 3.5m以上）、外周部又は準不燃材料で造られた遮へい板（幅 4 m以上、高さ 2 m以上）により 400 m²以内ごと（車路等の間隔は 40m以内）に区画され、かつ階高が 2.8m以下の場合には外周部に 50cm以上の準不燃材料で造られたスパンドレル、庇、垂れ壁等が設けられたものについては、令112条第1項第一号に該当するものとみなす。



2. 独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）の建築基準法における取り扱いについて

独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）については、法第27条の規定により耐火建築物とすることが要求されておりますが、上記に示した開放性を確保し防火上の措置を講じる場合には、外壁の開口部の防火設備を設けない構造とします。その他の規定については、通常通りの取り扱いとします。

資料

「独立した自走式自動車車庫の取扱い」についての質疑応答

国土交通省住宅局建築指導課
日本建築行政会議

質 疑	回 答
1 各階における外周上部50cm以上の開放、かつ、壁面上部の開口率5%以上を必要とするのは、法第61条第二号に該当するものとみなす場合だけですか。	「独立した自走式自動車車庫の取扱いについて（以下「取扱い」という。）」の（1）、（3）、（4）についても、（2）に記載されている基準に適合する開放性が確保されていることが前提となっています。
2 短辺の長さを5.5m以内とする必要があるのは、法第61条第二号に該当するものとみなす場合だけですか。	1と同じで、有効な排煙を確保するための措置であり、（1）、（2）、（3）についても、この基準が前提となっています（令126条の3第三号参照）。
3 令第109条の3第二号に適合する準耐火建築物とする代わりに、令第107条の2に基づく準耐火建築物（45分準耐）や、令第107条に基づく耐火建築物とすることは可能ですか。	貴見の通りです。 なお、令第115条の4の規定により、令第109条の3第一号に基づく準耐火建築物とすることはできません。
4 防火塀の設置を必要とする距離については、同一敷地内の他の建築物との中心線からの距離でなくてよいのでしょうか。	1層2段・2層3段については、外周部と同一敷地内の他の建築物との間を50cm以上離す必要があります。なお、車庫の外周部と隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物との間が、50cm以上1.0m未満（50cm未満は建設不可）となる場合は、防火塀を設置する必要があります。
5 防火塀、遮へい板及び垂れ壁は、不燃材料で造る必要はありませんか。	令第109条の3第二号の考え方に従い、準不燃材料以上で造っていただく必要があります。
6 垂れ壁を設ける場合は、その下に50cmの開口を確保すればよいのでしょうか。	貴見の通りです。 なお、有効な排煙を確保するため、垂れ壁は必要以上に長くせず、開口部はできるだけ上部に設けるようにします。また、外周部に沿って梁が設けられている場合は、当該梁の部分を垂れ壁の一部として用いることができます。
7 防火塀や遮蔽板の下部も、準不燃材料で造る必要がありますか。	原則として、全て準不燃材料以上で造る必要があります。ただし、排水などのために防火上支障のない程度の間隙（概ね50cm以下）を底部に設けることは可能です。
8 階段の設置は令第120条及び令第121条に準ずる必要はありませんか。	居室に該当しない場合は、それらの規定の適用はありませんが、避難安全上、有効な位置に設ける必要があります。
9 面積制限及び使用車種の重量制限は、ありますか。	面積制限はありません。但し、取扱いに示されている短辺の長さ5.5m以内等を守る必要があります。また、使用車種は一般車両（2トン車まで）が前提となります。

10	「独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）の…」の独立とはどのような場合ですか。	その建築物が自走式自動車車庫のみの用途に使用され、かつその他の建築物に接続されていないものが想定されています。したがって、車庫に付属するエレベーター、料金所、自転車置場、簡易な植栽程度以外のものを設置することはできません。
11	取扱い1ページ目の「下記に示された規定以外のものについては、通常通りの取り扱いとします」の通常通りの取り扱いとは建築基準法のことですか。また、下記に示された規定以外のものには具体的にどのようなものがありますか。	建築基準法における建築基準関係規定のことです。「下記に示された規定」以外の主なものには、屋根、電気設備、昇降機、特殊建築物等の内装、非常用の照明装置等の規定が考えられます。
12	(2)の法第61条についての常時外気に直接開放されることについては、一部でも閉鎖した場合は駄目なのでしょうか。	蓄煙が生じないように、平面上のあらゆる場所について、開口部まで30m以下となる部分の開口部の幅を(2)の基準と同等以上に確保していただく必要があります（別添事例参照）。
13	(4)の区画の取り方について、駐車スペースを車路等により400㎡以内ごとに区画し、かつ40m以内ごとに区画することという趣旨でよろしいのでしょうか。	貴見の通りです。
14	2. 独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）の建築基準法における取り扱いについては、耐火建築物の主要構造部の認定を取得したもの以外も対象となるのでしょうか。	大臣認定品以外も対象となります。
15	取扱いでは1層2段・2層3段の取り扱いと3層4段の取り扱いが、必ずしも同等ではないようですが、どうしてでしょうか。	建築基準法第27条では、1層2段、2層3段は準耐火建築物に、3層4段は耐火建築物にする必要があります。取扱いの2.のように、同様の取り扱いとしている規定もありますが、基本的には両者は別に取り扱われています。
16	取扱いは旧法第38条の規定に基づく大臣認定品以外にも適用されるのですか。	大臣認定品以外の場合も、独立した2階建以下の自走式自動車車庫（1層2段、2層3段）について、防火関係規定の取り扱いに適用されます。
17	法第61条の記載はありますが、法第62条（準防火地域内の建築物）の記載はないのですか。	法第62条のただし書きに法第61条第二号に該当するものはこの限りでない旨規定されているので、別途法第62条の記載をしておりません。
18	大臣認定された3層4段自走式自動車車庫の開放性確保の方法に各階の長辺のひとつとその他の辺の1/2以上の面積が常時外気に開放されていることがありましたが、今回の取扱いには入っていないのですか。	今回の取扱いは1層2段・2層3段についての取り扱いを示したものであり、3層4段以上の場合は、御指摘のような場合も含め、個々の計画について、性能評価等において検討することとなります。 なお、国土交通大臣が認定した長辺の1と二つの短辺の1/2以上の幅に相当する開口部が開放さ

		れている3層4段の自走式自動車車庫の場合についても、取扱いの「2. 独立した3階建以上の自走式自動車車庫（3層4段以上）の建築基準法における取扱いについて」と同じ扱いとすることができます。
19	3層4段の場合は、延べ面積が500㎡を超えると令第126条の2第1項により排煙設備が必要となりますが、これについてはどのような方法が考えられますか。	取扱いに示された十分な開放性が確保されている場合にあっては、排煙設備を設ける代わりに平成12年建告第1436号四口により粉末消火設備を設ける方法が考えられます。
20	周囲の環境保護の観点から自走式自動車車庫を地盤面に掘り込んで設置したい場合、周囲の擁壁との間を50cm以上あければ、同様の取扱いとすることは可能ですか。	貴見の通りです。
21	上記の1～20の取扱いは、3層4段でも適用されると考えて良いのでしょうか。	ここで記載された取扱いは、特に断りのあるものを除き、1層2段、2層3段の場合の取扱いであり、3層4段以上の場合は、性能評価等において別途検討することとなります。

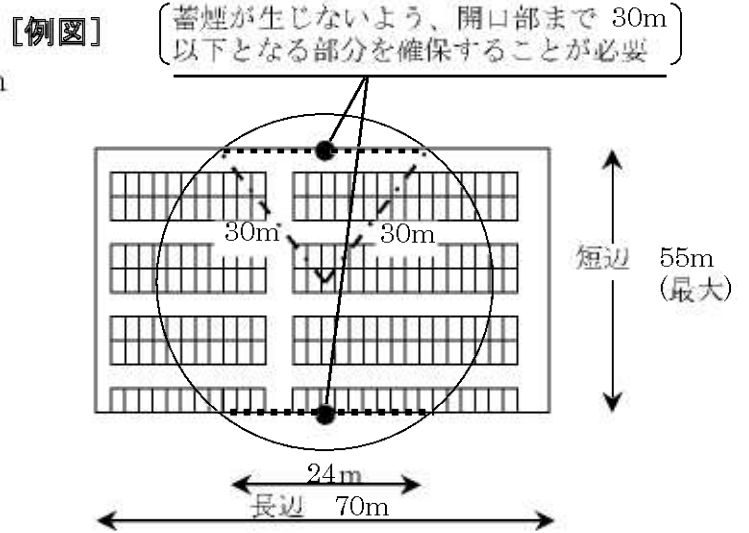
質疑応答 12 回答 別添

独立した自走式自動車車庫の取扱い1(2)と同等の開口部の幅を確保した事例の計算例(併せて床面積の5%以上の開口部の検討も行う。)

(2)の例図のように、短辺55mの中心部において検証した場合、(2)の図の場合は30m以内の部分に約24m以上の幅の開口部が確保されている。この場合の必要開口高さを計算すると、

(床面積の5%以上の検討)
 $55\text{m} \times 70\text{m} \times 5\% = 192.5 \text{ m}^2$
 $192.5 \text{ m}^2 / (55\text{m} \times 2 + 70\text{m} \times 2)$
 $= 0.77\text{m}$

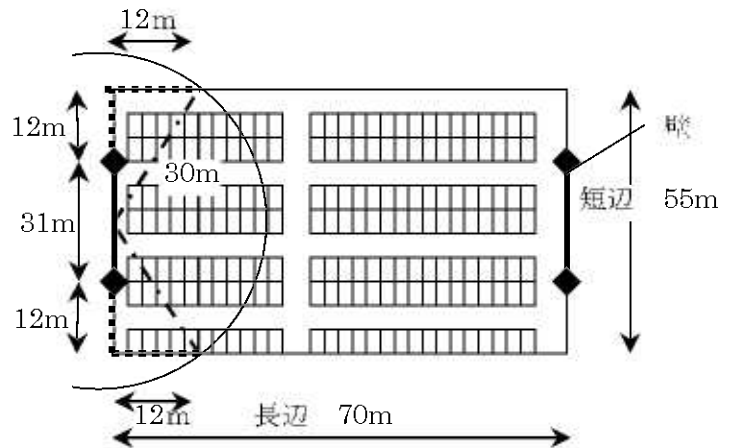
h=0.77m以上の開口が全周に必要



【例1】
 例図と同様に30m以内の部分に24mの幅の開口部を確保し、短辺に壁を設置した事例

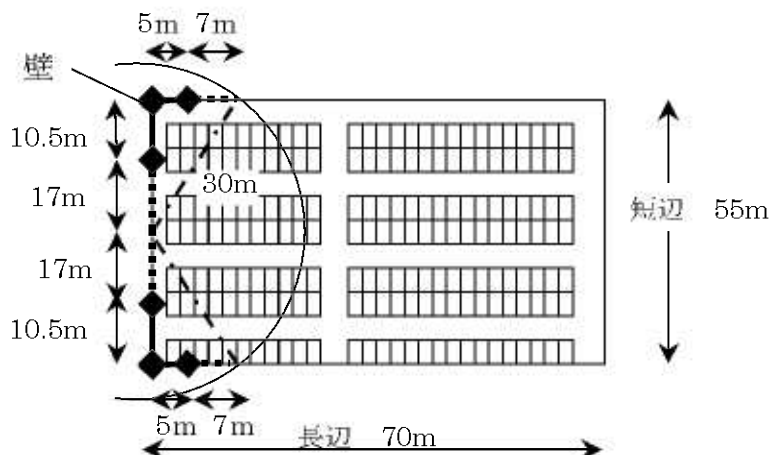
(床面積の5%以上の検討)
 $55\text{m} \times 70\text{m} \times 5\% = 192.5 \text{ m}^2$
 $192.5 \text{ m}^2 / (12\text{m} \times 4 + 70\text{m} \times 2)$
 $= 1.023\text{m}$

h=約1.03m以上の開口が必要



【例2】
 例図と同様に30m以内の部分に24mの幅の開口部を確保し、辺の端部に壁を設置した事例

(床面積の5%以上の検討)



$$55\text{m} \times 70\text{m} \times 5\% = 192.5 \text{ m}^2$$

$$192.5 \text{ m}^2 / \{ (55\text{m} \times 2 - 10.5\text{m} \times 2) + (70\text{m} \times 2 - 5\text{m} \times 2) \}$$

$$= 0.878\text{m}$$

h=約 0.88m以上の開口が必要

【例3】

例図と同様に30m以内の部分に2.4mの幅の開口部を確保し、長辺に壁を設置した事例

短辺55mでは長辺方向に壁を設置できないため短辺を50mとすると

(床面積の5%以上の検討)

$$50\text{m} \times 70\text{m} \times 5\% = 175 \text{ m}^2$$

$$175 \text{ m}^2 / (50\text{m} \times 2 + 70\text{m} \times 2 - 9.1\text{m})$$

$$= 0.7579\text{m}$$

h=約 0.76m以上の開口が必要

